

このたびは本書をご購入いただき、ありがとうございます。

本書は令和3年12月に刊行したのですが、制度改正により変更されている箇所がありますので、以下に変更点・注意点等をお示しします。皆様の実務の一助となれば望外の喜びです。

1) 第1部・第2部に関連する社会福祉法人会計基準の改正について

社会福祉法人会計基準（厚生労働省令第79号）及び関連通知については、令和4年4月1日を適用日として、令和3年11月12日に改正が行われました。主な改正内容は、令和4年4月に開始された「社会福祉連携推進法人制度」に対応した勘定科目の追加などであり、現時点で保育所や認定こども園の経営法人にとって重要な影響はないと思われまますので、今後タイミングを見て最新の改正内容に合わせた改訂を行う予定です。

2) 第3部・第5部に関連する公定価格について

「第3部 公定価格の内容」や「第5部 処遇改善の考え方」では、保育所の委託費計算を例に解説している部分がありますが、解説にあたっては令和3年度の単価等を用いています。公定価格の内容の一部については毎年改正されるので、必要に応じて令和4年度単価等に置き換えてお読みください。

なお令和4年度は10月から「処遇改善等加算Ⅲ」が新設されたことに加え、この後に示される令和4年度の遡及改正単価を用いた算定額に、2月から9月まで実施されていた「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」（以下「臨時特例事業」と言います。）による「国家公務員給与改定部分」の調整が行われる予定です。

3) 第5部の処遇改善制度について

令和4年11月7日に「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて」（府子本第761号・2文科初第643号・子発0730第2号）が改正され、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」として整理・改正されました。この改正通知は、令和4年2月から9月まで行われた臨時特例事業による「賃金改善分」を、新たに「処遇改善等加算Ⅲ」として公定価格に組み込んだことにより、その取り扱いについて定めることが主な目的です。これにともない、提出様式についても新しいものが規定されています。

なお本年4月には子ども家庭庁の発足も控えており、処遇改善制度も一部改正が行われるとの情報がありますが、どの程度の改正が予定されているのかは現時点では不明です。国の制度が流動的である現在では、本書の改訂スケジュールを確定することは困難ですが、「第5部 処遇改善の考え方」は、今後の新しい処遇改善通知に示される考え方を踏まえて全面改訂を行う方法のほか、別の書籍として刊行することも視野に入れて検討する予定です。

(1) 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業（令和4年2月～9月）

臨時特例事業による交付金は、施設職員の給与について月額9,000円程度のベースアップ行う財源とするための「賃金改善部分」と、マイナス改定であった令和3年度人事院勧告（以下「人勧」と言います。）の影響額を補填するための「国家公務員給与改定部分」に分類されます。

① 賃金改善部分（令和4年2月～9月）

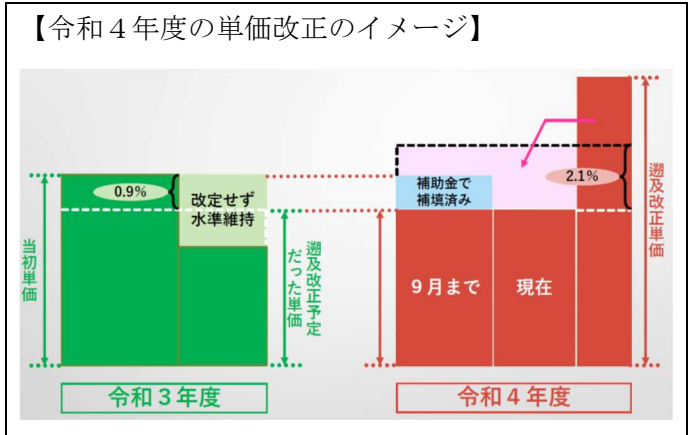
令和4年2月から9月までの施設職員の給与について、月額9,000円程度のベースアップ行うための財源として交付されました。令和3年度の年齢別平均利用児童数と国の定める単価によって計算され、総額の2/3以上の額は、基本給のアップや手当など、毎月定額で支給することが求められました。また、法人役員を兼務する施設長は支給対象外とされました。

② 国家公務員給与改定部分（令和4年4月～9月）

令和3年度の人勸によるマイナス改定分（マイナス0.9%分）が令和4年4月からの公定価格に反映されたため、その減額分を補填するために交付されました。これによって、公定価格相当額が人勸マイナス改定分を反映しない額で確保されたため、国家公務員給与改定部分は職員に追加で支給する必要はなく、従前の水準を維持することのみが交付の要件でした。

(2) 処遇改善等加算Ⅲ（令和4年10月から）

臨時特例事業の賃金改善部分は、令和4年10月からの公定価格においては「処遇改善等加算Ⅲ」として再編されました。この措置により、月額9,000円のベースアップ分は恒久的に公定価格に組み込まれることになりました。処遇改善等加算Ⅲは、年齢別単価に年間平均児童数を乗じた額を合計し、月初在籍児童数で除して10円未満を切捨てた額を加算単価として、加算単価に月初在籍児童数を



乗じて加算額を算定しますので、月によって児童数が変化すれば加算額も変化します。なお令和4年10月からの6か月分を算定する際の年間平均児童数は、令和3年度の数を用いて算定します。

臨時特例事業の国家公務員給与改定部分は、令和4年度の人勸（プラス2.1%分）を受けて、遡及改正単価による年間の委託費・施設型給付費の中から減額精算されることとなります。

(3) 様式の分類

年度当初における計画時と実績報告時の作成書類は、処遇改善等加算Ⅲを含めて次のように定められました。

	計画時の作成書類		実績報告時の作成書類	
	様式番号	様式名等	様式番号	様式名等
I	別紙様式1	加算率等認定申請書(処遇改善等加算Ⅰ)		
	別紙様式2	キャリアパス要件届出書		
	別紙様式5	賃金改善計画書(処遇改善等加算Ⅰ)	別紙様式6	賃金改善実績報告書(処遇改善等加算Ⅰ)
	別紙様式5別添1	賃金改善明細(職員別表)	別紙様式6別添1	賃金改善明細(職員別表)
	別紙様式5別添2	同一事業者内における 抛出見込額・受入見込額一覧表	別紙様式6別添2	同一事業者内における 抛出実績額・受入実績額一覧表
II	別紙様式3	加算算定対象人数等認定申請書 (処遇改善等加算Ⅱ)		
	別紙様式7	賃金改善計画書(処遇改善等加算Ⅱ)	別紙様式8	賃金改善実績報告書(処遇改善等加算Ⅱ)
	別紙様式7別添1	※様式名なし、個人別配分計画内訳書	別紙様式8別添1	※様式名なし、個人別配分実績内訳書
	別紙様式7別添2	同一事業者内における 抛出見込額・受入見込額一覧表	別紙様式8別添2	同一事業者内における 抛出実績額・受入実績額一覧表
III	別紙様式4	平均年齢別利用子ども数認定申請書 (処遇改善等加算Ⅲ)		
	別紙様式9	賃金改善計画書(処遇改善等加算Ⅲ)	別紙様式10	賃金改善実績報告書(処遇改善等加算Ⅲ)
	別紙様式9別添1	賃金改善内訳(職員別内訳)	別紙様式10別添1	賃金改善内訳(職員別内訳)
	別紙様式9別添2	同一事業者内における 抛出見込額・受入見込額一覧表	別紙様式10別添2	同一事業者内における 抛出実績額・受入実績額一覧表

今後のQ&Aなどの発出が待たれますが、今後到来する実績報告に備え、自施設における各職員別の賃金の状況について、いつでも把握できるように整理しておくことが、スムーズな実績報告書の作成に役立つことでしょう。